

大阪医療センター附属看護学校 運営会議規程

(目的)

第1条 本会議は、独立行政法人国立病院機構大阪医療センター附属看護学校業務基準(以下「業務基準」という。)第14条に基づき、大阪医療センター附属看護学校(以下「本校」という。)の運営に関する事項について審議し、学校運営の円滑化及び適正化を図ることを目的とする。

(組織)

第2条 委員は、学校長、副学校長、事務長、教育主事、実習調整者、事務長補佐、教員、学校長の委嘱する講師若干名、事務主任及び病院の看護部長及び理事(副院長、統括診療部長、企画課長)をもって組織する。

2 運営会議は学校長が招集し、その議長となる。

3 その他学校長が必要と認める者を会議構成員として加えることができる。

(審議事項)

第3条 運営会議では、次の事項を審議するものとする。

- 1 本学校の規程の制定改廃
- 2 本学校の予算の執行計画
- 3 教育課程の編成に関する事項
- 4 各年度の教育計画に関する事項
- 5 本学校の講師・実習施設の選定に関する事項
- 6 学生募集及び入学に関する事項
- 7 学生の単位・卒業認定に関する事項
- 8 学生の休学、復学、退学に関する事項
- 9 転入学生の既習単位等の認定に関する事項
- 10 学生の就職に関する事項
- 11 学校運営の評価に関する事項
- 12 学校関係者評価の結果に関する事項
- 13 学校の施設設備に関する事項
- 14 その他学校の運営に関して重要と認める事項

(運営その他)

第4条 運営会議の運営その他については、次のとおりとする

- 一 学校長は少なくとも3月に1回以上会議を招集しなければならない。
- 二 会議には議事録を作成しなければならない。
- 三 学校長が特に必要と認めるときは、会議構成員以外の者の出席を要請し、意見及び説明を聞くことができる。
- 2 この規程を定めるもののほか、運営会議の運営その他に関し、必要な事項は会議によって決定するものとする。

附則

1. この規程は、平成16年 4月 1日から施行する。
2. この規程は、平成21年 4月 1日から一部改正する。
3. この規程は、平成24年 4月 1日から一部改正する。
4. この規程は、令和 2年 1月 1日から一部改正する。(組織、審議事項)